

令和8年度地域就労支援センター事業公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和8年2月20日

産業労働部労働雇用課長

1 業務の概要

（1）業務名 令和8年度地域就労支援センター事業

（2）業務の目的

就職に困難を抱える女性、若者、障がい者その他の就職に困難を抱える方等（以下「就職困難者」という。）の就業を総合的にサポートするため、人材が不足している事業者とのマッチング等を実施し、就職困難者の就業を促進するとともに、人材不足の業界に人材を提供し、人材不足の解消と労働力の確保を図る。

（3）業務内容

ア 就職困難者の就業支援業務

受託者は、就職困難者に対して就業相談、セミナー、インターンシップ、企業就職説明会等ワンストップで伴走型の就業支援を行う。

また、就職困難者の適性、ニーズ等を十分に考慮したうえで、効果的かつ迅速に就業先とのマッチングが行えるよう、就業先の開拓を実施する。

イ 広報業務

就職困難者に本事業の存在を幅広く周知し、より多くのマッチングを実現するため、各種媒体を通じて広報を実施する。

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

ア 実施体制

（ア）類似事業の履行実績

（イ）運営体制

（ウ）個人情報の取り扱い

イ 事業内容

（ア）現状認識・基本方針

（イ）事業計画

（ウ）関係機関との連携

（エ）マッチング手法

（オ）セミナー・就職説明会

- (カ) インターンシップ
- (キ) 効果的な広報
- (ク) その他県施策との連携
- (ケ) 実現可能性
- ウ 経済性（費用対効果）
- (6) 業務の実施場所 長野県内
- (7) 履行期間又は履行期限 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (8) 費用の上限額 71,533,000 円（消費税額及び地方消費税の額（100 分の 10）を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 職業安定法第30条第1項又は同法第33条第1項の規定による職業紹介事業の許可を得ていること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (9) 過去5年以内に同種又は類似の業務の履行実績を有する者。
- (10) 長野県庁で行うプレゼンテーション及び打合せ等に参加できる者。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第3号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570(住所不要)

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県産業労働部労働雇用課雇用対策係(県庁 5 階)

担当 山田（奈）

電話 026-235-7118（直通）

026-232-0111（代表）内線 2478

メール koyotai@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 2 月 27 日（金）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日は午後 3 時まで）

※ 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日を行い、以下同じ。

イ 提出先 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに労働雇用課に到達したもの、メールの場合は提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りします。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）ア）の 3 日前までに、書面により労働雇用課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 上記イの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 令和8年3月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで)。
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 質問者に対してメール等により回答するほか、労働雇用課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和8年3月10日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式
自由様式とする。
- (3) 企画書記載上の留意事項
業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
 - ア 受付場所 3 (4) に同じ。
 - イ 受付期間 令和8年3月6日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日は除く、午前9時から午後5時まで)。
 - ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
 - エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してはメール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
 - ア 提出期限 令和8年3月13日(金)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は午後3時まで)
 - イ 提出先 3 (4) に同じ。
 - ウ 提出部数 持参又は郵送の場合7部(原本1部、コピー6部)、メールの場合1部
 - エ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。
ただし、郵送又はメールの場合は提出期限までに労働雇用課に到達したものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。
- (6) 企画提案の選定基準
企画提案は、別添「令和8年度地域就労支援センター事業公募型プロポーザル方式評価基準」に基づいて選定されます。
- (7) 企画提案の選定の方法
 - ア 企画書の選定に当たっては、「令和8年度地域就労支援センター事業公募型プロポーザル方式企画提案評価会議」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、

出席してください。

イ 構成員により、提案項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A：非常に優れている B：優れている C：標準 D：やや劣る E：劣る

評価点は各評価項目に対する配点に係数 1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E)を乗じた点数とします。

ウ 構成員は、イの採点結果により提案者の点数の高い方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。

エ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、構成員長の判断により委託候補者を選定します。ただし、各構成員の評価点の合計が出席構成員数に60を乗じた値に満たない者は順位点の如何に関わらず選定しません。

オ プレゼンテーションの実施日時及び場所

日時：令和8年3月16日（月）（時間は参加者へ個別に連絡します。）

場所：長野県庁西庁舎112号会議室

カ 応募者多数に伴う書類選考について

5者以上から企画提案書の提出があった場合は、別添「評価基準」に基づく書類選考を実施し、プレゼンテーションに参加していただく4者を選出します。

（8）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により労働雇用課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により労働雇用課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び審査結果集計表を長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

（9）非選定理由に関する事項

ア （8）イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により労働雇用課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

（ア）受付場所 3（4）に同じ。

（イ）受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（10）その他の留意事項

ア 提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により労働雇用課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、労働雇用課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。
- (2) 歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 関連情報を入手するための窓口
3(4)に同じ。
- (5) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (6) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (7) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。